

# 令和5年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和5年度における定例監査の結果は、次のとおりである。

## 第1 令和5年度定例監査実施結果〔下期分〕

### 1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局				0
感染症対策センター				0
知事政策局		2		2
D X・情報政策推進統括官				0
県民生活部		6		6
男女共同参画・共生社会推進統括官				0
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化・スポーツ部		5	1	6
農政部		10		10
県土整備部		6		6
出納局				0
企業局				0
教育委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	113	1	114

### 2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

### 3 監査実施期間

令和5年9月20日～令和6年1月29日

### 4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は、令和4年度に行われた扶養手当の支給に係る事務は適切に行われているかを重点事項として実施した。

## 5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

## 7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

### 令和5年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		3	2				2		8
指導事項		27	5	28	10	4	11	4	3		92
注意事項		4	5	1	3		15		9		37
合計	0	32	10	32	15	4	26	4	14	0	137

### 令和4年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		1					4	1	7
指導事項		19	5	44	3	6	7		5		89
注意事項		2		4	3		11		30		50
合計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	1	146

### 令和5年度下期と令和4年度下期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2	2				▲ 2	▲ 1	1
指導事項		8		▲ 16	7	▲ 2	4	4	▲ 2		3
注意事項		2	5	▲ 3			4		▲ 21		▲ 13
合計	0	10	5	▲ 17	9	▲ 2	8	4	▲ 25	▲ 1	▲ 9

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月1日、令和6年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月1日、令和6年1月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし          (指導事項) なし          (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月27日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし          (指導事項) 1件 (給与1)          1) 週休日と振替休日にならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当が支給されているにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当(25/100)が誤って支給されていた。          (注意事項) 1件 (重点事項1)</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月21日、11月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし          (指導事項) 2件 (給与1、物品1)          1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。          2) 賃借物品であるノートパソコン、大判コピー機、固定電話について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。          (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月20日、9月22日、令和6年1月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

**(指導事項)** 1件 (給与1)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

① やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。

② 同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた令和5年4月1日の時間外勤務手当について、異動前の所属において当該週の3月27日を別の週の休日勤務の代休日に指定したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されていた。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月17日、令和6年1月26日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 108,446円	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月7日、令和6年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月7日、12月22日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)	
1) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。	
<b>(注意事項)</b> 3件 (契約3)	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
--------	-------------

監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月		
監査実施日	令和5年11月22日、令和6年1月24日		
監査の結果			
<p><b>(指摘事項)</b> なし  <b>(指導事項)</b> 1件（収入1）  1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>			
単位：円			
	科目	令和4年度決算時	令和5年10月末現在
直接税	個人県民税	503,454,770	440,164,308
	法人県民税	15,157,809	7,390,313
	個人事業税	29,840,397	23,505,384
	法人事業税	62,110,466	23,802,746
	不動産取得税	32,105,336	24,705,812
	自動車税種別割	40,095,412	22,552,872
	自動車税(旧法による)	8,778,364	5,543,830
	加算金	19,552,377	18,993,004
	合計	711,094,931	566,658,269
<b>(注意事項)</b> なし			

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月2日、令和6年1月29日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし  <b>(指導事項)</b> 1件（契約1）  1) 産業廃棄物の処理委託契約書において、債務負担行為の設定によらず自動更新条項により契約を更新していた。</p>	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月30日、令和6年1月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし  <b>(指導事項)</b> 1件（収入1）  1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	
[一般会計]	
父子福祉資金貸付金償還金（元金）	
過年度分 先数 3件 4,278,000円	
[特別会計]	
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	
過年度分 22,454,644円 令和5年度分 192,683円 合計 先数 41件 22,647,327円	
②母子福祉資金貸付金償還金（利子）	
過年度分 先数 6件 268,505円	
③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）	

<p>過年度分 先数 5件 1,922,417円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 2件 83,292円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>
---

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、令和6年1月24日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <p>過年度分 3,055,347円 令和5年度分 164,331円 合計 先数 8件 3,219,678円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 1件 98,321円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件（収入2、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <p>過年度分 22,367,536円 令和5年度分 704,792円 合計 先数 63件 23,072,328円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <p>過年度分 4,113,168円 令和5年度分 389,078円 合計 先数 15件 4,502,246円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 1件 8,458円</p> <p>2) 現金の出納をしたときは、現金出納簿は財務規則第44条第5項により現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあった。</p> <p>3) 山梨県精神障害者等社会適応訓練事業において、協力事業所は訓練を実施した日の属する月の翌月10日までに訓練実績を報告するとともに、協力奨励金を請求書により請求するものと実施要綱で定められているが、期限までに報告書の提出及び協力奨励金の請求がなされていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月29日、令和6年1月15日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 3件（収入1、支出1、給与1）

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

生活保護費返還金

過年度分 先数 26件 28,277,838円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 16,107,239円 令和5年度分 800,679円 合計 先数 37件 16,907,918円

②母子福祉資金貸付金償還金（利子）

過年度分 146,230円 令和5年度分 80円 合計 先数 5件 146,310円

③父子福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 先数 1件 76,400円

④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 先数 2件 862,081円

⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）

過年度分 先数 1件 38,625円

2) 次のれい入金について、予備監査日現在収納されていないものがあった。

生活保護費（生活扶助費）

令和5年度分 先数 1件 26,489円

3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じた額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月20日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件（給与1、契約1）	
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。	
2) 福祉プラザLED照明改修工事契約において、財務規則第114条第1項に定める期日を超えて契約締結されていた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月28日、令和6年1月18日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 3件（収入1、給与1、物品1）	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	
過年度分 991,572円 令和5年度分 35,250円 合計 先数 4件 1,026,822円	
②あけぼの医療福祉センター使用料	

<p>過年度分 2,050,867円 令和5年度分 42,780円 合計 先数 5件 2,093,647円</p> <p>2) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過小に支給していた。</p> <p>3) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)</p>
---

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月14日、令和6年1月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が時間外勤務手当として支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) 令和5年度の会計年度任用職員の報酬について、控除する必要のない健康保険料を控除したため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月12日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	



指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月13日、11月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、12月22日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件(給与1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月11日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 5件 535,890円 <b>(注意事項)</b> 1件(収入1)	

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月23日、12月20日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 2件(物品1、契約1) 1) 郵便切手類受払簿の監査日現在における残高が現物の有高と相違していた。 2) 個人情報を取り扱う事務の委託基準の一部改正(個人情報保護責任者の報告等)が令和5年4月1日に施行されたにもかかわらず、次の長期継続契約に係る契約書の個人情報取扱特記事	

項について、変更の手続きが行われていなかった。

①山梨県立こころの発達総合支援センター検体検査業務委託契約書

②山梨県立こころの発達総合支援センター生理機能データファイリングシステム保守点検業務委託契約書

(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(収入1、支出1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 2件 108,387円	
2) 令和4年度子ども心理治療センタースーパーバイザー招聘事業の報償費に係る所得税の還付金について、令和5年4月に税務署から還付された際に速やかに令和4年度予算への更正処理を行うべきところ、これを怠り予備監査日現在雑部金に滞留していた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月27日、12月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(重点事項1)	
1) 扶養手当の認定において、支給開始月の認定に誤りがあり、過少に支給されているものがあった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月29日、10月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 ①あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。	
(注意事項) 3件(重点事項1、契約2)	

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
--------	-------------

監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月31日、令和6年1月29日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 電波暗室の調達について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める議会の議決が必要な予定価格7千万円以上の動産の買入れにも関わらず、議決前に契約を締結していた。</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (財産1、契約1)</p> <p>1) 次の特許権について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われておらず、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>①発酵ゆば食品</p> <p>②白色革の製造方法</p> <p>③ワックス模型の作製方法</p> <p>2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (収入1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月24日、11月29日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 4件 (収入2、給与1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料</p> <p>過年度分 先数 1件 675,000円</p> <p>2) 令和5年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>②週休日と振替休日にならない休日とが重なる日において、代休日の指定のみを行い、週休日の振替を行わなかったにも関わらず、該当日に勤務した時間に係る手当が支給されていなかった。</p>	

た。

- 4) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	産業労働部 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件(収入1)	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月31日、12月22日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件(物品1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月28日、10月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> 1件(物品1) 1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、収蔵品の確認を一部しか実施しておらず、油絵1点、銅版画1点について所在不明となっていた。 <b>(指導事項)</b> 2件(給与1、契約1) 1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったこと、または別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。 2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月20日、12月20日

監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件（給与1、物品1、契約1）</p> <p>1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>2) 借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあつた。</p> <p>3) 山梨県立博物館総合情報システム保守及び運用支援業務契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県立博物館副館長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館（埋蔵文化財センターを含む）
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月8日、令和6年1月11日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む）
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月1日、令和6年1月11日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、旅費支払いの際にJR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対して往復割引を適用していないことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に往復割引を適用していなかった。</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 令和5年度の自動販売機設置に係る県有財産貸付料について、調定が遅延していた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月26日、10月30日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(工事1)</p> <p>1) ブロック積み修繕工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等は実施されていたが、同法第11条に定める分別解体等の計画等に関する通知が行われていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校(林政部と共管)
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月17日、令和6年1月17日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(収入1)</p>	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和4年7月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件(給与1、契約2)</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 山梨県死亡牛焼却業務委託契約書において、契約解除に伴う前金払委託料の返納金を期限までに支払わなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書に添付することとなっている産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途となっているものがあり、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター(長坂支所を含む)
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月

監査実施日	令和5年10月11日、11月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (収入2、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>2) 令和5年度特別高圧送電線用鉄塔敷等の行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p> <p>3) 児童手当について、認定請求書に基づき認定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第2条第3項に定める認定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月28日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、財産2)</p> <p>1) 令和5年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p> <p>2) 令和4年度の水産技術センター職員宿舍入居料の算定について、建物の経過年数適用に誤りがあり、入居料が過小に徴収されていた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 令和3年度以前の未登記 2筆</p> <p>4) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月6日、令和6年1月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) 4件 (重点事項1、支出1、物品1、契約1)</p>	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,612,241円</p>	

<b>(注意事項)</b> なし	
------------------	--

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月4日、令和6年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 リニア用地事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月3日、11月22日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (給与1) 1) 用地交渉手当について、誤って宿日直手当として処理し、過大に支給されているものがあつた。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月26日、令和6年1月19日
監査の結果	



<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (支出1)</p> <p>1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>
---

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) 管内小中学校において、扶養手当の認定対象とならない者が認定されており、過大に支給しているものがあつた。(合計 131,239円)</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (支出1)</p>	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (給与1、重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の4時間の割振変更を行ったことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。</p> <p>2) 扶養手当について、支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月19日、12月20日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (重点事項1)</p>	

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料</p> <p>令和元年度 39点 令和2年度 28点 令和3年度 30点 令和4年度 34点 令和5年度 20点 合計 151点</p>	

<p>②未返却資料</p> <p>令和元年度 80点 令和2年度 48点 令和3年度 58点 令和4年度 89点 令和5年度 3,459点(203点) 合計 3,734点</p> <p>※令和5年度の( )内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの <b>(注意事項)</b> なし</p>
--

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(工事1)</p> <p>1) 体育館屋根防水改修工事において、建設工事約款(R4)(小工事用)第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件(収入2、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>高等学校授業料 現年度 先数 1件 29,700円</p> <p>2) 授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項に定める出納員への督促状発付の通知の手続きが行われていなかった。</p> <p>3) 視聴覚室映像・音響設備更新工事において、次のとおり不備があった。</p> <p>①建設工事約款(R4)(小工事用)第3条に定める工程表が提出されていなかった。</p> <p>②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p> <p>③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていなかった。また引渡の申出を書面により受けていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(支出1)</p>	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月26日、11月21日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件(契約1)	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月27日、11月27日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件(重点事項1)	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件(給与1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> 1件(重点事項1) 1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給しているものがあつた。(合計 240,428円) <b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1) 1) 扶養手当について、次のとおり不備があつた。 ①支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあつた。 ②別居の父母への送金事実の確認が十分に行われていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあつた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 4件（収入1、給与1、物品1、工事1）</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p> <p>2) 職権に基づく児童手当支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあつた。</p> <p>3) 前金払をしている新聞購読料、定期刊行物購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。</p> <p>4) 本館2階防火シャッター改修工事において、次のとおり不備があつた。</p> <p>①建設工事約款（R5）（小工事用）第3条に定める工程表が提出されていなかった。</p> <p>②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p> <p>③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていない。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件（支出1）</p>	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月30日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月16日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、物品1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) プリンタのトナー等の購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件（収入1、給与2）</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p> <p>2) 扶養手当について、届出の受理が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	山梨高等学校
--------	--------

監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) なし  (注意事項) 1件 (重点事項1)</p>	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月19日、11月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) 3件 (収入2、財産1)  1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  授業料 現年度 先数1件 29,700円  2) 歳入について、次のとおり誤りがあった。  ①授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が納期限後20日以内に行われていなかった。  ②授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項による督促状発付の手続きが行われていなかった。  3) 行政財産使用許可に係る使用料の算定において、使用許可期間の算定誤りにより使用料の調定額が過少となっているものがあった。  (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) 1件 (収入1)  1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  会計年度任用職員報酬に係る返納金  過年度分 先数1件 28,912円  (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月20日、12月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) なし  (注意事項) 1件 (給与1)</p>	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	

<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 扶養手当について、扶養親族の要件を欠いた後も支給を継続し、過大に支給しているものがあった。(合計 330,604 円)</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>
---

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月30日、令和6年1月15日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 図書の購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (重点事項1)</p>	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める払込期限を大幅に遅延して指定金融機関に払い込まれていた。(合計152,210円)</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月13日、11月13日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件（支出1）	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月17日、11月21日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件（重点事項1）	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月23日、令和6年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> 1件（給与1） 1) 社会保険料の控除に誤りがあり、多額の雑部金が長期間にわたり滞留していた。 <b>(指導事項)</b> 2件（支出1，給与1） 1) 令和5年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。 2) 会計年度任用職員の報酬について、支給が遅延しているものがあった。 <b>(注意事項)</b> なし	



監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、物品1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものや過少に支給されているものがあった。</p> <p>2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 2件（物品1、契約1）</p>	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月1日、令和6年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和4年11月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月2日、令和6年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月9日、令和6年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月9日、令和6年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(契約1)</p> <p>1) 土地賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に予算の範囲において給付を受けるという解除権を留保した条項が設けられていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月10日、令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月10日、12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

## 第2 令和5年度定例監査実施結果

令和5年度の定例監査の実施結果は、上期公表分(山梨県公報号外第46号、令和5年11月29日発行)と今回分(下期公表分)を合わせ、次のとおりである。

### 1 監査実施機関数

令和5年度の定例監査対象機関数は268機関で、前年度と比べ3機関減少している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	2			2
感染症対策センター	2			2
知事政策局	7	2		9
D X・情報政策推進統括官	1			1
県民生活部	7	6		13
男女共同参画・共生社会推進統括官	1			1
総務部	8	2		10
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業労働部	5	6		11
観光文化・スポーツ部	7	5	1	13
農政部	9	14		23
県土整備部	16	14		30
出納局	3			3
企業局	3	4		7
教育委員会	9	44		53
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	134	133	1	268

※参考 令和4年度監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	133	136	2	271

## 2 監査結果

令和5年度定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

### 令和5年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	2	4	2	1			3		13
指導事項		71	13	44	20	19	26	6	3		202
注意事項		10	9	1	7	1	28	3	11		70
合計	0	82	24	49	29	21	54	9	17	0	285

### 令和4年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	1	1					4	2	10
指導事項		64	13	67	12	20	16	1	7		200
注意事項		6	5	6	6		26	2	33		84
合計	0	72	19	74	18	20	42	3	44	2	294

### 令和5年度と令和4年度との対比（ A - B ）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1	1	3	2	1			▲ 1	▲ 2	3
指導事項		7		▲ 23	8	▲ 1	10	5	▲ 4		2
注意事項		4	4	▲ 5	1	1	2	1	▲ 22		▲ 14
合計	0	10	5	▲ 25	11	1	12	6	▲ 27	▲ 2	▲ 9

### 第3 令和5年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

#### 1 監査のテーマと目的

##### (1) 監査テーマ

扶養手当の支給に係る事務処理は、適切に行われているか。

##### (2) 監査目的

職員の給与及び諸手当の支給については、山梨県職員の給与に関する規則等に基づき行われ、扶養手当については、職員の届出に係る事実及び手当額を認定することにより支給されている。認定後においても支給要件を具備しているか、手当額が適正であるかを随時確認することとされており、その一環として認定後の確認が例年7月から9月にかけて実施されている。

しかしながら、令和4年度の定例監査においては、扶養手当の認定対象とならない者を認定し、その後の確認も適切に行われていなかったことから、手当額を過大に支給し、過大支給額が多額であったため指摘事項とした事例があった。また、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったものなど過去と同様の指導事項が複数の機関で見られた。

このため、扶養手当の支給に係る事務処理を重点的に監査することにより、その事務処理の適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の運用にも寄与することとする。

#### 2 監査の実施状況

##### (1) 監査実施期間

令和5年4月20日～令和6年1月29日

##### (2) 監査の着眼点

- ① 扶養手当の認定及び支給は、適切に行われているか。
- ② 扶養手当に係る確認は、適切に行われているか。

##### (3) 監査方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により事務処理の状況を確認した。

##### (4) 監査対象事務

令和4年度に行われた扶養手当の支給に係る事務

### 3 監査結果

#### (1) 扶養手当の支給に係る事務の実施状況について

扶養手当の認定及び支給については、山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例並びに山梨県職員の給与に関する規則、山梨県学校職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則等（以下「諸規程」という。）に基づき事務が行われている。また、認定後においても諸規程に基づき支給要件を具備しているか、手当の額が適正であるかを随時確認することとされており、各任命権者からの通知により、年1回、所得証明書等の証拠書類を提出させ、支給の妥当性について、認定後の確認事務が行われている。

令和4年度においては、151機関（本庁50機関、出先機関101機関）で扶養手当の支給事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区 分	監査対象機関数	令和4年度 受給職員数	令和4年度 認定件数
(1) 本 庁	50	1,382	368
(2) 出先機関	101	2,286	685
合 計	151	3,668	1,053

#### (2) 扶養手当の支給に係る事務処理について

扶養手当の支給に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ① 認定対象とならない者を扶養親族としていたもの
- ② 扶養親族届の提出がないまま認定されていたもの
- ③ 支給開始月や終了月を誤り、過大・過少支給されているもの
- ④ 共同扶養の認定後の確認について、住民票上の世帯主でない場合に必要となる他の共同扶養者の年間収入を確認する書類がなく、主たる扶養者であることの確認ができないもの

## 第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和5年度における定例監査の結果に関する報告に添えて提出する総括的な意見は、次のとおりである。

### (1) 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和5年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が3件、指導事項が2件増加、注意事項が14件減少し、全体では9件減少しているが、重点事項を除いた比較では18件増加している。

指摘事項については、扶養手当の過大支給や、国庫支出金に係る不適切な事務処理、同一機関において前年度の指導事項と同様の不適切な事務処理があったものなどが確認された。

また、指導事項については、今年度も多数の機関で、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、管理職員や担当職員の各業務に係る制度等への一層の理解促進はもとより、内部統制制度の適切な運用によるチェック体制の強化を図るなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

なお、年度開始当初から委託業務を開始する必要がある場合などにおいて、やむを得ず年度開始前から見積書の徴取や業者の選定を行っているものがあり、こうしたものについては債務負担行為や契約準備行為等により対応されているが、規程等と実際の事務処理に齟齬があるものがあつた。このため、制度所管課においては、事務が適切に行われるよう効率性も考慮する中で規程等や事務処理の見直しを図られたい。

### (2) 備品の現品確認の適正化について

備品の現品確認が一部しか実施されておらず、一部の備品が所在不明となっている事例があつたが、膨大な数の備品があり財務規則の運用通知に定める現品確認の報告を期限（毎年9月30日）までに行うことが困難な場合など、財務規則の定めによりがたい特段の事情がある場合は、財務規則第276条第2項に基づく出納局管理課への協議を行うなど、適正かつ効率的な事務処理が行われるよう検討されたい。

### (3) 工事執行手続きの適正化について

工事に関する法令等に基づき必要となる手続きが行われていない事例が多数あつたが、工事執行に不慣れな機関においても適正な事務処理が行われるよう制度の周知や支援体制の強化を図られたい。

### (4) 電子決裁化への対応について

令和4年2月から財務会計書類の電子決裁化が開始され、令和5年7月には財務会計書類について、一部の例外を除き原則電子回議の方法によるとされた。

その際、電子決裁における添付文書が必要最低限とされたため、財務規則等で定められている書類が添付されておらず、監査時に確認できないものがあつた。

今後、電子決裁化を円滑に進めるためにも、業務の効率化を図りながら適正な財務事務の執行が確保できるよう、起案等に必要の添付書類について精査し、明確に示されたい。



**(5) 扶養手当認定・確認事務における統一的なチェックリストの作成について（重点事項）**

扶養手当については、認定事務が年に数件程度、認定後の確認事務は基本的に年1回行われるだけであり、担当者に支給要件などに関する十分な知識がないまま処理が行われていることなどが事務の誤りの要因になっていると思慮される。

また、一部の部局や機関において、独自にチェックリスト等を作成し、確認事務が行われているが、こうしたチェックリストの中には、共同扶養者や学生である子の所得確認が不十分な事例も見られた。

このため、制度所管課においては、適切な事務処理が効率的・効果的に行われるよう、扶養手当の概要を周知・徹底するとともに、適正かつ統一的なチェックリスト等の作成・配布について検討し、再発防止に努められたい。